

第七十六号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一江戸川区瑞江駅南口駐輪場の項の次に次のように加える。

江戸川区瑞江駅南二号駐輪場

江戸川区東瑞江一丁目二六番一号

別表第一江戸川区瑞江駅東二号駐輪場の項及び江戸川区瑞江駅東三号駐輪場の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一江戸川区瑞江駅南口駐輪場の項の次に一項を加える改正規定 平成二十九年四月一日

二 別表第一江戸川区瑞江駅東二号駐輪場の項を削る改正規定 江戸川区規則で定める日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の江戸川区自転車駐車場条例別表第一に規定

する江戸川区瑞江駅東三号駐輪場を利用して利用している者の当該利用については、なお従前の例による。

3 付則第一項第二号の規定の施行の際現に改正前の江戸川区自転車駐車場条例別表第一に規定する江戸川区瑞江駅東二号駐輪場を利用している者の当該利用については、なお従前の例による。

(説明)

土地所有者から返還の求めがあったことに伴い、江戸川区瑞江駅東二号駐輪場及び江戸川区瑞江駅東三号駐輪場を廃止するとともに、新たに江戸川区瑞江駅南二号駐輪場を設置するため、本案を提出いたします。